

出席停止期間の基準 … 「発症後5日」かつ「症状が軽快した後1日」を経過するまで

※ この期間は、他人にうつしてしまう(感染)力があるということです。
すぐに症状が軽快し元気になっても、期間内は登校しない・させないよう注意してください。

すぐに症状が軽快し元気になっても、期間内は登校しない・させないよう注意してください。

[illegible]